

長野県知事選挙

投票日

令和8年

8月9日

告示日

7月23日(木)

午前7時から午後8時(※上村・南信濃地区は午後7時まで)

飯田市で投票できる方 平成20年8月10日以前に生まれた満18歳以上の日本国民で、下記の住所要件を満たす方

令和8年4月22日以前に飯田市に住民登録し、引き続き市内に居住している方。

飯田市から県内の市町村に転出後4か月を経過していない方で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない方のうち、転出前に継続して3か月以上飯田市の住民基本台帳に記載されていた方。

投票所入場券

有権者のいる各世帯には投票所入場券が送付されます。入場券は圧着ハガキで、内側に同一世帯4名までの入場券が印刷されています。ご自分の入場券を切り取って投票所にお持ちください。

投票所入場券は、投票所での投票が円滑に行われるよう、選挙執行のお知らせを兼ねてお送りしています。

投票所入場券が届いていない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されている方は投票できます。

投票所の変更 投票日当日は投票所入場券に記載された投票所で投票してください。下記の投票所は前回の選挙から変更されています。

投票区	前回の投票所	今回の投票所
第9投票区	麻績会館	座光寺公民館
第12投票区	松尾小学校体育館	松尾公民館
第21投票区	米川公会堂	千代公民館
第27投票区	今田人形の館	龍江公民館
第51投票区	切石会館※	切石会館※

※今回の選挙も切石体育館ではなく切石会館になります。

★上記以外に投票所の変更があった場合は飯田市のホームページでお知らせします。

★投票所の名称変更により、14投票区の下虎岩コミュニティ消防センターは下虎岩公民館、29投票区の龍江四区コミュニティ消防センターは龍江四区公民館となりますが、投票所の場所には変更はありません。

期日前投票 投票日に仕事、冠婚葬祭、レジャー等で都合がつかない方は、期日前投票を利用することができます。

入場券の「期日前投票宣誓書」に記入して投票所へお持ちください。期日前投票宣誓書の用紙は期日前投票所にも用意しておりますので、投票所でも記入できます。

場 所	期 間	時 間
飯田市役所C棟1階市民協働サロン	7/24(金)～8/8(土)	午前8時30分～午後8時
竜丘公民館／伊賀良公民館／上郷公民館	8/4(火)～8/7(金)	午前10時～午後8時
上村公民館	8/7(金)	午前10時～午後6時
南信濃地域交流センター	8/6(木)～8/7(金)	午前10時～午後6時
飯田短期大学	7/28(火)	正午～午後3時

※期日前投票最終日(8月8日(土))は混雑が予想されます。なるべく早めに投票してください。

※期日前投票は表のどの期日前投票所でも投票できますが、投票日当日(8月9日)は投票所入場券に記載された投票所での投票になります。

次の場合には不在者投票を利用することができます

●滞在先の市区町村での不在者投票

出張や旅行・学業などで選挙期間中飯田市以外の市区町村に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票を行うことができます。専用の書類が必要となりますので、飯田市選挙管理委員会までご連絡ください。(ながの電子申請サービスを利用した投票用紙のオンライン請求もすることができます。)

●指定病院等での不在者投票

入院されている病院や入所されている老人ホーム等が不在者投票の指定施設であれば、施設内で不在者投票ができます。詳しくは、入院・入所されている施設の事務所にお尋ねください。

●郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがある方で一定の要件に該当する方は、郵便等による不在者投票を行うことができます。事前に郵便等投票証明書の交付を受けている必要があります。

詳しくは飯田市選挙管理委員会までお問い合わせください。

不在者投票の手続きには郵送等の期間が必要ですので、お早めにお問い合わせください。

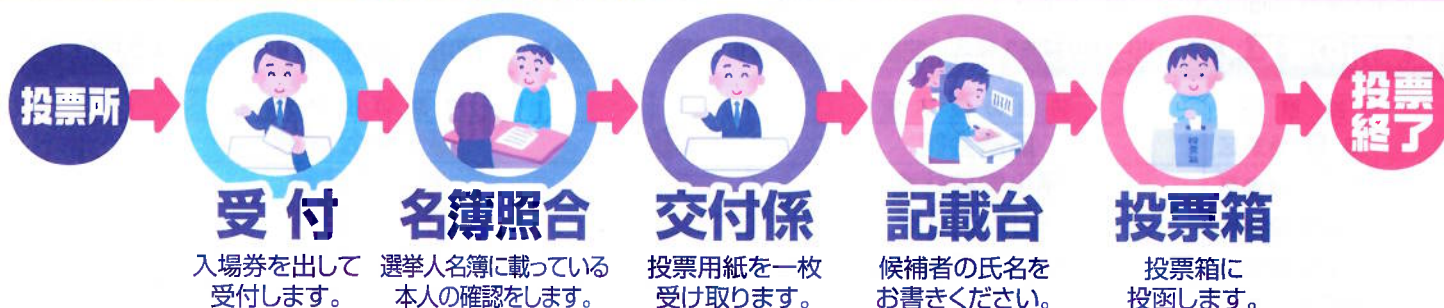
最近引っ越しされた方は以下のとおりとなります

異 動 の 別		飯田市への転入届出日	投 票 の 場 所
飯田市への転入	長野県外の市区町村 ↓ 飯 田 市	令和 8 年 4 月 22 日以前	飯田市
		令和 8 年 4 月 23 日以降	投票できません
	長野県内の市区町村 ↓ 飯 田 市	令和 8 年 4 月 22 日以前	飯田市
		令和 8 年 4 月 23 日以降	飯田市に引っ越される前の長野県内の市区町村 ※「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」をお持ちください。
異 動 の 別		転出先への転入届出日	投 票 の 場 所
飯田市からの転出	飯 田 市 ↓ 長野県外の市区町村	投票できません	
	飯 田 市 ↓ 長野県内の市区町村	令和 8 年 4 月 22 日以前	飯田市から引っ越された先の長野県内の市区町村
		令和 8 年 4 月 23 日以降	飯田市 ※「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」をお持ちください。

(注1)「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」は最寄りの長野県内市区町村の市民課(住民課)で交付を受けることができます。

(注2)上表は原則であり、転出状況等によっては投票できない場合があります。詳しい内容は選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票の順序について 投票所で職員が順次説明します



選挙公報は新聞折り込みでお届けします

信濃毎日・中日・朝日・読売・日本経済・毎日・産経の朝刊折込新聞を購読されていない世帯で、選挙公報の郵送を希望される場合は、飯田市選挙管理委員会へご連絡ください。選挙公報は、市役所・各自治振興センター・公民館・郵便局(簡易局を除く)・新聞販売店・一部のコンビニエンスストア(ローソン)にも配置しますので、必要な方はご利用ください。

子どもと一緒に選挙にいこう!

選挙権のない満18歳未満の子どもでも、有権者の同伴があれば投票所へ入場できます。

子どもの頃に親と一緒に投票に行ったことのある人は、大人になってからの投票率が高いという調査結果もあります。親子連れ投票は、子どもの将来の投票につながります。



有権者の皆さんの清き一票で、明るい未来を作しましょう!

家族の会話の中から、それぞれの世代がもつ選挙や政治に対する率直な思いが見えてきます。8月9日の投票日に向けて、そしてその先の未来に向けて、家族同士で政治について話し合うきっかけにしてください。

○選挙運動に関する陣中見舞いについて

告示日から選挙期日までの選挙運動期間中の陣中見舞いは個人から候補者への選挙運動に関する寄附とみなされます。一個人から一候補者への選挙運動に関する寄附は年間 150 万円以内で、物品または金銭・有価証券でもできます。ただし、選挙運動において飲食の提供をすることは禁止されていますので陣中見舞いとしてお酒など飲食物を届けることはできません(日常用いられている程度の湯茶やお茶うけ程度の菓子は認められています)。

なお、企業・労働組合などの団体は、候補者に対して寄附することはできません。

